

新総合火災共済

住まいをしっかりと守る火災共済



“ひょうご”の中小企業を
補償でサポート！



万一事故が発生した場合

この共済で補償する事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。また、共済金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

契約期間中、共済金は何度でも

1事故による共済金が、ご契約金額の80%を超えない限り、ご契約金額はそのままで何度でもお支払いします。

建築年数により割引が適用されます(建物)

建物に対し火災共済をご加入いただく場合、ご契約の始期日において当該建物の建築年数が10年未満であれば、築浅割引が適用されます。(ご加入時に建築年月を確認させていただきます。)

共済掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人(または個人事業主)の場合、事業にかかる部分の共済掛金を損金(または必要経費)に算入することができます。

共済掛金のお支払いは便利な口座振替で

あらかじめお手続きいただけますと、共済始期日翌月の振替日(27日。27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座から共済掛金をお支払いいただくことができます。

共済金をお支払いできない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流出による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。))によって生じた損害または火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害
- ご契約者・被共済者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等により生じた損害
- 火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
- 建物またはその開口部の直接の破損を伴わない雨、雪、雹または砂塵の吹込み等による損害
- 水災の事故で、損害の額が共済価額の30%未満で、かつ建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合(D型)
- 動産が証書記載の建物外にある間に生じた盗難(C、D型)

共済事業の実施方法について

当組合の火災共済は、共済事業をより安定的に運営し、ご契約者様の保護(安定的な補償の提供)に万全を期するため、当組合と全国の共済組合の連合会である「全日本火災共済協同組合連合会」(以下「日火連」といいます。)が共同してお引受けしています。したがって、当組合と日火連は連帯して共済契約上の責任を負います。ご契約の申込等共済契約に関する行為については、当組合が行います。また、万一、当組合が当事者の地位を失った場合は日火連が共済責任を継続します。

お問い合わせは

洲本商工会議所

〒650-0025 兵庫県洲本市本町3丁目3-25

TEL 0799-22-2571 FAX 0799-24-1550

ご加入時の注意点

- 申込書は正確にご記入ください。特に共済の対象の所在地等「告知事項」に該当する項目にはご注意ください。記載内容が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。
- 初めてご加入いただく場合は、200円以上のご出資をいただいておりますのでご加入ください。(中小企業者以外の方は不要です。)

ご契約後の注意点

- ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。特に共済の対象の所在地等「通知事項」に該当する項目にはご注意ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- ご契約いただきますと、証書をお届けしますので、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お申込日からその日を含めて8日以内であれば、お申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。

- 共済期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 共済金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、共同元受先・業務委託先・再保険先等に提供を行います。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。当組合までお問い合わせください。

共済金の削減、共済掛金の追徴

異常災害もしくはその他の事由により、損失金が生じ、それを繰越剰余金、諸積立金等により補てんすることができない場合、共済金の削減および共済掛金の追徴をすることがあります。

このパンフレットについて

このパンフレットは「新総合火災共済」の概要を説明したものです。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。



〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
TEL.078-361-8080 www.ken-kyosai.or.jp

“新総合火災共済”は、住まいをしっかりと守り、

あなたが 安心 & 納得 できる火災共済です。

万が一の事故のとき、「安心できる共済金」を受け取れるのが “新総合火災共済”の特長です。

従来の火災共済の共済金のお支払い方法は、事故時の「時価」※1によるものが中心でした。※2

しかし、“新総合火災共済”は、「新価」※1により共済金をお支払いします。

したがって、万が一の事故の場合でも、「時価」※1によるお支払いの場合のように費用負担が生じることなく※3 復旧を行うことができるようになり、今まで以上の「安心」をご提供できるようになりました。

(右ページのお支払額の違いをご確認ください。)

さらに、建物については「評価済共済」※1を新たに導入しました。これにより、ご契約時に行った適正な再調達価額※1に基づく評価により設定したご契約金額を維持し、事故時に再評価を行いませんので、

全損事故に遭われた場合も物価変動等にかかわらず、ご契約金額をそのままお支払いします。

だから、“新総合火災共済”は、住まいをしっかりと守り、あなたが安心できる火災共済なのです。

※1 【共済用語のご説明】(P. 6)にて、それぞれご確認ください。

※2 従来の火災共済についても、特約をセットした場合には「新価」によりお支払いすることができます。(お支払い方法は新総合火災共済と異なります。)

※3 風災・雹災・雪災の事故の場合は、**ステップ2**でお選びいただく「自己負担額」を必ずご設定いただけます。また、水災の場合の共済金のお支払方法は、水災以外の事故の場合と大きく異なりますので、水災の事故の場合のお支払方法(P. 4)にて必ずご確認ください。

補償内容を選んで決めることができるのも “新総合火災共済”の特長です。

従来、火災共済の補償内容は、「3種の共済種類の中でどれにするか？」などの限られた選択肢しかありませんでした。

そこで、“新総合火災共済”は、一人ひとりのニーズにあった補償内容に近づけることができるように、「補償パターン」をはじめとする補償内容の要所をご自分で選ぶことができるように設計しました。

(パンフレット各ページ下の手順に従ってお進みいただくと設計が完了します。)

だから、“新総合火災共済”は、納得して加入することができる火災共済なのです。

“新総合火災共済”と「時価」によるご契約の場合のお支払額の違い

例えば、再調達(再築)に3000万円を要する築20年の木造住宅が、火災により全焼したとき

新総合火災共済は時価によるご契約はできません。
通常、木造の住宅建物は、使用による消耗などにより、20年で約30%程度減価します。
平成28年12月現在

時価によるご契約のお支払額(従来)



新総合火災共済のお支払額



「新総合火災共済」にご加入いただけるのは 兵庫県内にある※

専用住宅 および 併用住宅 です。



生活するためだけに使用する建物
(マンションなどの共同住宅を含みます。)



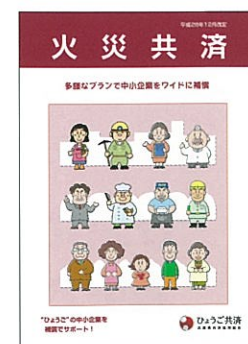
生活と事業の両方の用途に使用する建物

「新総合火災共済」に加入いただけない主な対象

- 事業のみの用途に使用し、生活のための居住部分がない建物
- 工場の機械設備・原材料・製品など
- 店舗・工場の在庫品など
- 1000万円を超える店舗・事務所などの什器備品

上記の対象については「新総合火災共済」にご加入いただくことはできませんが、上記のほとんどは、新総合火災共済以外の火災共済にご加入いただくことができます。

詳しくは右のパンフレットをご覧ください。か取扱代理所または当組合までお問い合わせください。



新総合火災共済加入までの手順

加入いただくにあたっては、6つのステップをそれぞれお決めください。

すべて決まれば、あなたにぴったりの火災共済が出来あがります。

まず、右の**ステップ1**から始めてください。

あなたが希望する内容の火災共済にご加入いただくために、取扱代理所と当組合がお手伝いさせていただきますのでご相談ください。



ステップ1 補修を必要とするもの(共済の対象)を決めます。

補償を必要とする共済の対象を次のア～ウのいずれにするかお選びください。

- ア. 建物と家財
- イ. 建物のみ 注1
- ウ. 家財のみ 注2

さらに、特約をセットすると、最高1000万円まで店舗・事務所などの什器備品を補償することができます。

注1 建物のみへの加入では、家財は補償できません。
注2 家財のみへの加入では、建物は補償できません。

※ ご契約いただく方のご住所は兵庫県外でもご加入いただけます。

新総合火災共済の補償プランの種類 4種類の補償プランをご用意しております。あなたのニーズにあったプランをお選びください。

補償する事故の種類	1 火災	2 破裂・爆発	3 落雷	4 台風・竜巻 暴風等の 風災・雹災・雪災	5 水災	6 建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突	7 騒擾・集団行動・ 労働争議に伴う暴行、破壊	8 給排水設備または 他人の戸室の事故 による水濡れ	9 盗難による 盗取・損傷・汚損
補償される。 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補償されません。 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
補償プラン									
A型 シンプル プラン	○	○	○	×	×	×	×	×	×
B型 ベーシック プラン	○	○	○	○	×	×	×	×	×
C型 ワイドプラン (水災なし)	○	○	○	○	×	○	○	○	○
D型 ワイドプラン (水災あり)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

お支払いする共済金の額 (いずれの場合もご契約金額が限度です。)

4、5以外の事故の場合 損害の額 = 共済金	4 風災・雹災・雪災の事故の場合 損害の額 - 自己負担額 = 共済金	9 盗難の事故のうち、通貨・預貯金証書等の盗難の 限度額 (家財が共済の対象の場合) 生活用の通貨・印紙・切手・乗券等の盗難：20万円 生活用の預貯金証書の盗難：200万円	5 水災の事故の場合 ア. 共済の対象である建物・家財にそれぞれ 再調達価額の30%以上の損害の場合 → 損害の額×70% = 共済金 イ. a 床上浸水で15%以上30%未満 の損害の場合 → ご契約金額×10% = 共済金 (1事故1敷地内につき200万円が限度です。) b 床上浸水で15%未満の損害の 場合 → ご契約金額×5% = 共済金 (1事故1敷地内につき100万円が限度です。)
---------------------------	--	---	--

ステップ 2 補償プランを決めます。

補償が必要と思われる事故の種類により、あなたのニーズにあった補償プランを上記A～D型の4種類の中からお選びください。

4 風災・雹災・雪災の事故の場合の自己負担額も決めます。

ア. 自己負担なし	イ. 5万円
ウ. 10万円	エ. 20万円

上記ア～エの中からお選びください。
※損害の額が20万円以上の場合にのみ共済金をお支払いするタイプを選ぶこともできます。
※当組合の規定により、ア、イをお選びいただけない場合があります。ご了承ください。

ステップ 3 臨時費用共済金をセット「する」「しない」を決めます。

事故時の費用を補償する費用共済金のうち、任意で選ぶ臨時費用共済金について決めます。

自動的にセットされる補償

地震火災費用共済金 地震、噴火、津波等による火災で、当該建物が半焼以上または共済の対象である家財が全焼した場合	ご契約金額×5% 1事故1敷地内につき300万円が限度です。 ※補償プランA型は補償されません。
残存物取片づけ費用共済金 共済金が支払われる場合に共済の対象の残存物の取片づけに要した費用をお支払いします。	実 費 共済金の10%が限度です。

費用共済金の補償内容

臨時費用共済金
共済金が支払われる場合に共済金とは別に共済金にプラスしてお支払いします。
1事故1敷地内につき100万円が限度です。
※臨時費用共済金を補償しないタイプを選ぶこともできます。

共済金×10%

↓ ↑ **セットを任意で選ぶ補償**

水道管修理費用共済金 専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理するために要した費用をお支払いします。(建物が共済の対象の場合に補償されます。)	実 費 1事故1敷地内につき10万円が限度です。 ※パッキングのみに生じた損壊は補償対象外です。
損害防止費用 火災、破裂・爆発、落雷で損害の防止・軽減のために要した必要・有益な費用をお支払いします。	実 費 消火活動に費消した消火薬剤、使用により損傷した物の復旧、緊急投入された人員・器材の費用にかぎります。

ステップ 4 ご契約金額を決めます。*

建物 評価して算出した再調達価額の30～100%の範囲内でご契約金額を決めます。
家財 家財簡易評価表(P.6)を参考に算出した再調達価額の範囲内でご契約金額を決めます。

※取扱代理所または当組合にご相談ください。適正なご契約金額の設定をお手伝いします。

家財のご契約金額を決める場合のご注意
家財のうち、貴金属・宝玉・宝石、書画・骨董・彫刻物・その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものまたは稿本や設計書などを「明記物件」といい、お申し込みの際にご申告いただき、証書に明記しなければ補償することができません。また、明記物件は他の家財とは異なり、時価によりご契約金額を設定し、共済金をお支払いする場合も時価によりお支払いします。したがって、家財のご契約金額は明記物件以外の家財に設定したご契約金額に明記物件の額をプラスした金額でご契約いただくことをおすすめします。

新総合火災共済にセットできる特約 特約をセットして補償の充実を

営業用什器・備品等損害特約 建物・家財への加入では補償されない事業用の什器備品を補償します。

証書記載の建物に収容の被共済者が所有する什器・備品等(事業用)に、**ステップ2**でお選びいただいた補償プラン(A~D型)により補償する事故で損害が生じた場合に共済金をお支払いします。
ご契約金額は最高1000万円まで100万円単位でご加入いただけます。

この特約において共済の対象に含まれない主なもの
 ●船舶、航空機、自動車、自転車等 ●動植物 ●携帯式通信機器 ●携帯電子機器(ラップトップまたはノートパソコンを含む。) ●コンタクトレンズ、眼鏡 ●商品製品等 ●有価証券等 ●通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等(ただし、これらに盗難の損害が生じた場合は、共済の対象とします。) など

類焼見舞金補償特約 類焼先に対しお見舞金をお支払いする制度です。

火災、破裂・爆発で近隣の建物またはその収容動産に損害を与えた場合

類焼先の火災保険等への加入状況にかかわらず、類焼補償対象物の所有者へ直接共済金をお支払いします。
 1事故につき3000万円が限度です。
 契約建物または契約動産を収容する建物から発生した事故にかぎります。

類焼先が全損の場合 最高 300万円	類焼先が半損の場合 最高 150万円	類焼先が一部損の場合 最高 50万円
------------------------------	------------------------------	------------------------------

この特約の対象にならない主なもの
 ●契約建物・動産または契約動産を収容する建物 ●契約建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産 ●他人に貸与または管理を委託しているもの、他人から借用または管理を受託しているもの など

地震見舞金補償特約 地震による倒壊などの損害を補償します。

主契約の共済の対象である建物・家財が、地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を受けたときにお支払いします。



お支払い例
 この特約のご契約金額が100万円のと看

全損の場合	半損の場合	一部損の場合
100万円 (100%)	50万円 (50%)	5万円 (5%)

()内はご契約金額に対する支払割合

この特約のご契約金額は1敷地内で100万円または主契約の建物・家財のご契約金額の10%のいずれか低い額が限度です。

居住用の建物およびその収容家財にのみご契約いただけます。(事業用にもみ使用されている建物および事業用の動産にはご加入いただけません。)

1回の地震等による全国の共済組合の支払見舞金総額が50億円を超える場合、算出された支払見舞金総額に対する50億円の割合によって削減した額をお支払いします。

ステップ5 セットする特約を決めます。

特約をセットすることにより、A~D型の補償プラン(基本補償)では補償できない補償が可能となります。上記特約の中から必要な特約をお選びください。

あなたにぴったりの火災共済の完成です。

ステップ6 ご契約期間とお支払い方法を決めます。

1年が基本のご契約期間ですが、10年までの長期契約もお選びいただけます。(1年未満の短期も可能です。)長期契約の場合、共済掛金を共済期間分一括でお支払いいただくか1年ごとにお支払いいただくかもお選びください。1年ごとにご契約いただく場合より共済掛金が割安になります。

共済期間	2年	3年	5年	10年
長期一括払の長期係数	1.85	2.70	4.40	8.50
長期年払の割引率	3%	5%	10%	10%

※表記以外の年数もお選びいただけます。

共済用語のご説明

パンフレット内のわかりにくい用語はこちらでご確認ください。

き	共済金	共済契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、共済組合が被共済者にお支払いする金銭をいいます。
	共済の対象	共済をつける対象のことをいいます。建物・家財がこれにあたります。
け	契約者	共済組合に共済契約の申し込みをする方のことをいいます。共済契約が成立すると、共済掛金の支払義務や通知義務などの共済契約に基づく義務を負うこととなります。
こ	告知事項	共済契約に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって共済組合が契約前に告知を求めるものをいいます。共済の対象の所在地などがこれにあたります。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において、共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価	共済の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在しているも敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自己負担額	共済金をお支払いする事故が発生した場合、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。(風災・雹災・雪災の事故の場合にかぎります。)
	新価	共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
つ	通知義務	ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合、契約者または被共済者が共済組合に遅滞なく連絡しなければならない義務のことをいいます。建物の用法を住宅から店舗に変更した場合などがこれにあたります。
ひ	被共済者	補償を受けられる方のことをいいます。基本的には契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。共済契約が成立すると、通知義務などの共済契約に基づく義務を負うこととなります。
	評価共済	ご契約時に再調達価額の評価を適正に行ない、その30~100%を契約金額とし、これを維持することにより、全損時に共済金額そのままを共済金としてお支払いする方式の共済のことをいいます。(建物のみ)

家財簡易評価表 新価(再調達価額)

家財を共済の対象とする場合は、下表を参考に必要に応じて±30%の範囲内で調整のうえ、ご契約金額を決めることをおすすめします。思っている以上に家財は高額です。

家族構成	2名 大人 2名	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身 世帯	
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
	50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

※上の表にない家族構成の場合は、大人(18歳以上)1名につき130万円、子供(18歳未満)1名につき80万円を加減算してください。

共済掛金を算出するための構造級別の判定方法について

建物の構造級別は次のとおり建物の構造・用法により決まります。木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」・「準耐火建築物」または独立行政法人住宅金融支援機構の定める「省令準耐火建物」に該当するものは、M構造、T構造、M級、1級または2級となりますので必ずご確認ください。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。共済の対象が家財の場合は、家財を収容する建物の構造級別に従うものとします。

建物の構造	建物の用法		専用住宅		併用住宅	
	住居専用の共同住宅	住居専用の独立住宅(一戸建住宅)	住居と事業の用途が混在する共同住宅	住居と事業の用途が混在する独立住宅(一戸建住宅)		
① コンクリート造建物・コンクリートブロック造建物・れんが造建物・石造建物			M構造(マンション等)	M級(マンション等)	1級	
② 耐火建築物 ※「建物の耐火性能に関する確認書」が必要						
③ 鉄骨造建物 ②に該当する建物を除きます。						
④ 準耐火建築物 (1時間準耐火・45分準耐火) ※「建物の耐火性能に関する確認書」が必要			T構造(耐火)		2級	
⑤ 省令準耐火建物 ※「建物の耐火性能に関する確認書」が必要						
⑥ 上記①~⑤のいずれにも該当しない建物 注 該当することの確認ができない場合を含みます。 例: 木造建物で、上記②③④のいずれにも該当しない建物			H構造(非耐火)		3級	